

別表第一（第十七条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
業務の方法の変更 （法第十条の二）	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 変更後の業務方法書（案） 2 業務方法書の変更箇所の新旧対照表 3 変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ次に定める書類 (1) 法第八条第三項第一号又は第二号に掲げる事項 第十一条第一項第八号から第十二号までに掲げる書類 (2) 第十二条第一号に掲げる事項 第十条第一項第六号から第十二号までに

<p>資本の額の減少 (法第十条の二)</p>	
<p>4 変更予定年月日</p> <p>3 変更の方法</p> <p>2 変更後の資本の額</p> <p>1 現在の資本の額</p>	
<p>3 変更後の株主名簿</p> <p>2 株主総会議事録(株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録)</p> <p>1 定款</p>	<p>掲げる書類及び同条第三項に規定する計画書に準じて作成した計画書(当該変更に係る投資信託契約又は資産運用委託契約の締結に関する部分に限る。)</p> <p>(3) 第十二条第六号又は第七号に掲げる事項 第十一条第一項第八号から第十号までに掲げる書類</p>

別表第二（第十九条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
資本の額の増加 （法第十条の三第一項）	1 現在の資本の額 2 変更後の資本の額 3 変更の方法	1 定款 2 株主総会議事録（株主総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録）
	5 変更の理由	4 減資を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支及び純資産額の見込みを記載した書面 5 資本の額の変更手続を記載した書面

	<p>商号の変更 (法第十条の三第一項)</p>	<p>支店その他の営業所の設置 (法第十条の三第二項)</p>
<p>4 変更予定年月日 5 変更の理由</p>	<p>1 新商号 2 旧商号 3 変更予定年月日 4 変更の理由</p>	<p>1 設置した支店その他の営業所の名称及び所在地 2 設置年月日 3 設置の理由</p>
<p>3 変更後の株主名簿 4 資本の額の変更手続を記載した書面</p>	<p>1 変更後の定款 2 株主総会議事録</p>	<p>1 当該支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面 2 当該支店その他の営業所の所在地を明らかにした地図 3 当該支店その他の営業所の業務内容及</p>

	<p>本店、支店その他の営業 所の位置の変更 (法第十条の三第二項)</p>
	<p>1 名称及び変更前の所在地 2 変更後の所在地 3 変更年月日 4 変更の理由</p>
<p>び配置人員 4 当該支店その他の営業所の設置に係る 所要資金及びその調達方法を記載した書 面 5 当該支店その他の営業所の設置が投資 信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼ す影響を記載した書面</p>	<p>1 変更後の本店、支店その他の営業所の 構造及び規模を記載した書面 2 変更後の本店、支店その他営業所の所 在地を明らかにした地図 3 当該位置変更に係る所要資金及びその</p>

<p>本店、支店その他の営業所の廃止 (法第十条の三第二項)</p>	<p>本店、支店その他の営業所の名称の変更 (法第十条の三第二項)</p>	
<p>所在地</p>	<p>1 変更前の名称及び所在地 2 変更後の名称 3 変更年月日 4 変更の理由</p>	
<p>1 取締役会議事録 2 当該本店、支店の他の営業所の廃止が投資信託委託業者の財産及び収支状況に</p>		<p>4 当該位置変更に係る投資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面 調達方法を記載した書面</p>

<p>取締役及び監査役並びに重要な使用人の住所の変更 (法第十条の三第二項)</p>	<p>1 住所の変更があつた取締役及び監査役並びに重要な使用人の氏名、役職名及び代表権の有無</p>	<p>住所の変更があつた取締役及び監査役並びに重要な使用人に係る第十一条第一項第二号に掲げる書類</p>
<p>取締役及び監査役並びに重要な使用人の氏名の変更 (法第十条の三第二項)</p>	<p>1 就任又は退任した取締役及び監査役並びに重要な使用人の氏名、役職名及び代表権の有無 2 就任又は退任年月日</p>	<p>1 会社登記簿抄本(取締役又は監査役に異動があつた場合に限る。) 2 就任をした取締役及び監査役並びに重要な使用人に係る第十一条第一項第二号から第五号までに掲げる書類</p>
	<p>2 廃止年月日 3 廃止の理由</p>	<p>及ぼす影響を記載した書面</p>

<p>兼業業務の廃止 (法第十条の三第二項)</p>	<p>投資信託約款の内容 (法第二十六条第一項)</p>	
<p>1 廃止年月日 2 廃止の理由</p>	<p>1 投資対象 (1) 投資対象とする特定資産の種類 (2) (1)以外の投資の対象とする資産の種類 2 証券投資信託にあっては</p>	<p>2 住所の変更年月日</p>
<p>1 取締役会議事録 2 当該兼業業務の廃止が投資信託委託業者の財産及び収支の状況に及ぼす影響を記載した書面</p>	<p>1 当該投資信託約款(案) 2 受託会社の承諾書</p>	

、株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託をいう。）又は公社債投資信託（第六条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）の別

3 単位型（元本の追加をすることができない投資信託をいう。）又は追加型（元本の追加をすることができ、る投資信託をいう。）の別

4 当該投資信託約款に係る投資信託の名称

-
- 5 募集期間
 - 6 法第二条に規定する公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - 7 設定予定額又は当初設定予定額
 - 8 設定日
 - 9 信託期間
 - 10 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う証券会社又は登録金融機関名（自ら受益証券の募集等を行う場合は、その旨）
-

	<p>投資信託約款の変更 (法第二十九条)</p>
<p>11 当該投資信託の投資信託 財産の運用方針 12 その他当該投資信託の特 徴と認められる事項</p>	<p>1 当該投資信託約款に係る 投資信託の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由 5 受益者が異議を述べるこ とができる期間 6 異議を述べる方法</p>
	<p>1 当該投資信託約款に係る新旧対照表 2 受託会社の同意書 3 当該投資信託約款に係る投資信託の投 資信託財産の直近の運用状況を記載した 書面(法第三十条第一項に規定する当該 変更の内容が重大なものの場合に限る。) 4 公告の内容を記載した書面(法第三十</p>

	<p>投資信託契約の解約 (法第三十一条)</p>	<p>7 買取請求の手續に関する事項</p>	<p>1 当該投資信託契約に係る投資信託の名称</p> <p>2 解約予定年月日</p> <p>3 解約の理由</p> <p>4 受益者が異議を述べるこ とができる期間</p> <p>5 異議を述べる方法</p> <p>6 買取請求の手續に関する事項</p>
<p>条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものの場合に限る。)</p>	<p>1 受託会社の同意書</p> <p>2 当該投資信託契約に係る投資信託の投資信託財産の直近の運用状況を記載した書面</p> <p>3 公告の内容を記載した書面</p>		

<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十第一項各号に掲げる業務の兼営 (法第三十四条の十第二項)</p>	<p>1 行おうとする業務の内容 2 行おうとする業務の開始予定年月日 3 当該業務を行おうとする理由</p>	<p>投資信託委託業者の合併</p>
<p>1 定款 2 当該業務に係る業務の方法を記載した書面(以下「業務方法書」という。) 3 当該業務に係る業務の細則を記載した書面 4 当該業務の開始時の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支見込みを記載した書面 5 当該業務につき作成する契約書(案)又は約款(案)</p>	<p>1 行おうとする業務の相手方</p>	<p>1 合併等の契約書</p>

又は営業の全部若しくは一部の譲渡（以下「合併等」という。） （法第三十八条第一項）	2 合併等の年月日 3 合併等の方法 4 合併等の理由	2 株主総会議事録 3 合併等の当事者の最近の貸借対照表 4 合併等の当事者の投資信託財産の内容 5 合併等の相手方が投資信託委託業者でない場合は、当該会社の営業の内容並びに最近二営業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益の処分又は損失の処理に関する書類 6 合併後存続する会社又は譲受会社の合併等をした日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 7 合併等の手続を記載した書面
--	-----------------------------------	--

<p>投資信託委託業者の破産、合併及び破産以外の理由による解散又は投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止</p>	
<p>1 株主総会における解散又は廃止の決議の内容（破産にあつては、破産した事実） 2 解散又は廃止の年月日</p>	
<p>1 株主総会議事録 2 投資信託財産の内容を明らかにした書面 3 投資信託契約を解約し投資信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明</p>	<p>8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条又は第十六条の規定による届出を行ったことを証する書面 9 投資信託契約を解約し投資信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面</p>

<p>投資信託委託業者の合併 等、合併及び破産以外の 理由による解散又は投資</p>	<p>(法第三十八条第一項)</p>
<p>1 公告の内容 2 公告を行った日刊新聞紙 名</p>	<p>3 破産、解散又は廃止の事 由又は理由</p>
	<p>4 投資信託契約に関する業務を他の投資 信託委託業者に引き継ぐ場合には、その 引継ぎの方法を明らかにした書面 5 投資法人との間の契約関係の処理その 他投資法人資産運用業の廃止に伴う事務 内容を記載した書面 6 清算の方法及び清算の手續を記載した 書面</p>

信託委託業の廃止の公告 (法第三十八条第三項)	3 公告年月日	
----------------------------	---------	--

別表第三(第二十一条関係)

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
投資信託委託業者の常務 に従事する取締役の兼職 (法第十三条)	1 兼職会社名 2 兼職会社の役職名及び代 表権の有無 3 兼職予定年月日 4 兼職の理由	1 当該取締役の履歴書 2 当該兼職の承認申請に係る投資信託委 託業者の同意書 3 兼職しようとする会社の定款、直近の 営業報告書並びに最近における財産及び

	<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の兼営 （法第三十四条の十一第一項ただし書）</p>
	<p>1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始予定年月日 3 兼業業務を営もうとする理由</p>
<p>損益状況を記載した書面 4 投資信託委託業者と兼職会社との取引関係を記載した書面 5 当該取締役の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面</p>	<p>1 定款 2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面 4 当該業務の開始を予定する日の属する営業年度及び当該営業年度の翌営業年度</p>

	<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以外の業務の内容及び方法の変更 （法第三十四条の十一第五項）</p>
	<p>1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由</p>
<p>から起算して三営業年度の収支の見込みを記載した書面 5 当該業務につき作成する契約書（案）又は約款（案）</p>	<p>1 定款 2 変更後の当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面（案） 3 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面の新旧対照表 4 変更後の当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面（案） 5 当該兼業業務に係る業務の細則を記載</p>

	<p>投資信託契約の存続 (法第四十五条第四項)</p>	<p>認可事項の実行の延期 (法第四十七条第三項)</p>
	<p>1 存続の理由 2 存続期間</p>	<p>1 実行予定年月日 2 延期の理由</p>
<p>した書面の新旧対照表 6 当該業務の変更を予定する日の属する 営業年度及び当該営業年度の翌営業年度 から起算して三営業年度の収支の見込み</p>	<p>当該存続の承認申請を行う投資信託契約に 係る投資信託の投資信託財産の直近の運用 状況を記載した書面</p>	<p>1 実行予定日以降の投資信託契約の締結 、当該投資信託契約に基づく投資信託の 販売計画その他の事業計画及び収支見込 みを記載した書面</p>

別表第四（第三十七条第一項、第八十五条第一項関係）

書類の種類	記 載 事 項	備 考
取引報告書	<p>売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名</p>	<p>写しを一部保存しておくこと。</p>
<p>2 実行予定日以降の資産運用委託契約の締結、投資法人資産運用業の事業計画及び収支見込みを記載した書面</p>		

別表第五（第六十九条第二項関係）

<p>法定帳簿の種類</p>	<p>記載事項</p>	<p>記載要領等</p>	<p>備考</p>
<p>信託勘定元帳 、分配収益明 細簿</p>	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、計 上月月日、勘定科目 、借方、貸方、残高</p>	<p>借方欄、貸方欄には、勘定科目 ごとの変動状況を記載すること 。</p>	<p>信託勘定元帳及び分配収益明 細簿の科目について日々の変 動及び残高を記載した日計表 を作成する場合は、当該日計 表のつづりをもって信託勘定 元帳及び分配収益明細簿とす ることができる。</p>

<p>投資信託財産 明細簿</p>	<p>不動産の収益 状況明細表</p>
<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、計 上年月日、勘定科目 、借方、貸方、残高 、単価、数量</p>	<p>賃貸事業収入、賃貸 事業費用（公租公課 、諸経費、減価償却 費）、不動産賃貸事 業損益、稼働率、賃 貸先数、所有割合、</p>
<p>信託勘定元帳に計上された有価 証券、不動産その他の資産及び 未収入金、未収配当金等の主要 な勘定科目については、明細を 記載すること。</p>	<p>賃貸用不動産の物件ごとに過去 五期分について作成すること。 土地と建物を一体として管理し ている場合、当該物件を一の物 件として作成すること。 公租公課には、固定資産税、地</p>
<p>明細簿は、複数の帳簿を設け て記載事項をそれぞれ分別し て記載することができる。</p>	

所有形態

価税等を記載すること。

諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費、借地借家料等を記載すること。

減価償却費には、建物のほか当該物件に係る構築物、機械・装置、器具・備品等についても記載すること。

稼働率欄には、賃貸面積を賃貸可能面積で除し、百を乗じた値を記載すること。

所有形態については、所有割合が百パーセント未満の場合には

<p>繰延資産の償却の状況表</p>	
<p>繰延資産の種類、期首残高、期中償却額、期末残高</p>	
	<p>区分所有又は共有の別を記載すること。 賃貸料の八十パーセント以上が一賃貸先による収入である場合又は所有形態が共有の場合であつて、賃貸料等につきやむを得ない事情により開示できないときは、その旨を欄外に注記すること。</p>

<p>受益証券台帳</p>	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、受 益証券の発行及び消 却年月日、券種、記 番号、発行、消却、 及び残存枚数並びに その口数</p>	<p>記名式については、上記のほか 、受益者の住所、氏名を記載す ること。</p>	<p>受益証券発行帳、受益証券記 番号帳、記名式受益証券台帳 に分別して記載することがで きる。</p>
<p>受益証券基準 価額帳</p>	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、基 準価額計算日、貸借 対照表純資産総額、</p>	<p>受益証券の基準価額は、計算日 現在における当該信託勘定元帳 の資産総額から負債総額を控除 した額に、次の評価損益を加減</p>	<p>上記記載事項が日計表に併記 されている場合は、当該日計 表のつづりをもって受益証券 基準価額帳に代えることがで</p>

<p>投資信託財産</p>	<p>有価証券評価損益、先物取引等評価損益、不動産評価損益、その他資産評価損益、外国投資勘定評価損益、為替評価損益、投資信託財産純資産総額、残存受益権口数、受益証券基準価額、解約価額、買取価格</p>
<p>投資信託財産に係る</p>	<p>した金額を同日の残存受益権口数をもって除して得た金額とする。</p> <p>(1) 国内有価証券評価損益及び国内先物取引等評価損益</p> <p>(2) 国内不動産評価損益</p> <p>(3) その他資産評価損益</p> <p>(4) 外国投資勘定評価損益及び為替評価損益</p>
<p>指図の内容には、次に掲げる資</p>	<p>投資信託財産の運用指図のほ</p>

運用指図書

投資信託の名称、指図年月日、指図の内容、受託者及び委託者の名称	産ごとにそれぞれ次に定める事項を記載すること。 (1) 指定資産 売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等 (2) 不動産、不動産の賃借権及び地上権 売買の別、当該不動産の所在、地番その他当該不動産を特定するために必要な事項、数量・面積、売買価格、取引の相手方 (3) (1)及び(2)以外の特定資産及び特定資産以外の資産 売買	か、法第二十二條に規定する株主権行使の指図及び商法第三百四十一條の五に規定する轉換請求等の指図についても必要事項を記載した指図書を作成すること。

<p>一部解約価額 帳（投資信託 約款において 、基準価額以 外の価額をも</p>	
<p>一部解約価額計算日 、貸借対照表純資産 額、残存受益権口数 、一部解約価額計算 式、一部解約価額</p>	
<p>一部解約価額は、投資信託財産 の保有する資産の内容に照らし 公正な価額とする。</p>	<p>の別、当該資産の種類及び内 容、数量、売買価格、取引の 相手方 指図書は受託者ごとに別紙とし 、委託者の代表者名を記名な つ印すること。なお、指図書の控 えを保存すること。</p>
<p>一部解約価額の確定に関する 書類を保存すること。</p>	

<p>つて一部解約 に 応 じ る こ と と し て い る 投 資 信 託 の 場 合 に 限 る。)</p>	<p>運用の指図に 係る権限を委 託した場合に おける当該委 託先との連絡 票</p>
	<p>投資信託財産に係る 投資信託の名称、指 図年月日、指図の内 容、受託者及び委託 者並びに当該委託先 の名称</p>
	<p>指図の内容には、売買の別、銘 柄、数量、単価、取引の種類、 発注先証券会社名等を記載する こと。連絡票は、受託者ごとに 作成すること。</p>
	<p>投資信託財産の運用指図のほ か、法第二十二條に規定する 株主権行使の指図及び商法第 三百四十一條の五に規定する 轉換請求等の指図についても 必要事項を記載した指圖書を 作成すること。</p>

<p>特定資産の価格等の調査結果等に関する書類</p>	<p>特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産</p>	<p>委託先について、令第二十二條各号に掲げる区分を記載すること。</p> <p>調査結果の概要には当該特定資産の調査価格のほか、第三十三條第三項各号の特定資産の区分ごとに同号に定める事項について記載すること。</p>	<p>調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること。</p>
-----------------------------	--	---	---

別表第六（第六十九条第三項関係）

<p>法定帳簿の種類</p>	<p>記載事項</p>	<p>記載要領等</p>	<p>備考</p>		<p>産鑑定士の鑑定評価 結果の概要</p>		
<p>運用明細書</p>	<p>運用年月日、運用の内容、資産保管会社名、資産保管会社への連絡日時</p>	<p>運用の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。</p>	<p>複数の投資法人と資産運用委託契約を締結している場合は、投資法人ごとに作成すること。</p>				

<p>資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票</p>	<p>資産の運用に運用年月日、運用内容、資産保管会社名、資産保管会社への連絡日時</p>	<p>運用の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。</p>	<p>複数の投資法人と資産運用委託契約を締結している場合には、投資法人ごとに作成すること。</p>
<p>特定資産の価格等の調査結果等に関する書類</p>	<p>特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び当該取引年月日、特定資産の価格</p>	<p>委託先について、令第三十四条各号に掲げる区分を記載すること。</p> <p>調査結果の概要には、当該特定資産の調査価格のほか、第五十</p>	<p>調査結果の報告書（不動産鑑定書又はその写しを含む。）を保存すること。</p>

別表第七（第六十九条第四項関係）

	<p>等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の概要</p>	<p>六条第三項及び第四項の特定資産の区分ごとに同項に掲げる事項について記載すること。</p>	
--	---	---	--

法定帳簿の種類	総勘定元帳	書
記載事項	勘定科目、計上月日、借方、貸方、残高	一部解約報告書 受益者名、約定月日、受益証券の名称、数量、単価、金額、
記載要領等	勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	一部解約をしたときは、遅滞なく、解約請求した受益者へ交付できるように措置すること。
備考	総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当日計表のつづりをもって総勘定元帳とすることができる。	一部解約報告書の控えを保存すること。ただし、一部解約明細簿を作成する場合は、当

	<p>発注伝票（指定資産の発注に係る場合に 限る。）</p>
<p>手数料、源泉徴収税額</p>	<p>投資信託財産又は投資法人の名称、受託者又は資産保管会社 の名称、指定資産の種類、銘柄、売買の別、発注数量、約定数量、指し値又は成 行の別、取引の種類、発注日時、約定日 時、約定価格、先物</p>
	<p>発注伝票は、発注時に作成すること。 発注伝票は、受託者又は資産保管会社ごとに別紙とし、かつ日付順につづり込んで保存すること。</p> <p>複数の投資法人の資産については 合同運用を行っている場合には 、それぞれの投資法人ごとに分けて約定数量を記載するとともに</p>
<p>該明細簿をもって控えとすることができ る。</p>	<p>コンピュータへの直接入力により発注伝票の作成を行う場合は、発注順に一覧表形式で発注伝票を作成できる。 同日において価格が変動しない投資信託受益証券、投資証券に係るものについては、銘柄、募集若しくは一部解約の別又は売買の別、発注数量、発注日、約定日の記載をも</p>

<p>利害関係人等</p>	<p>取引については限月及び新規又は決済の別、オプション取引及び選択権付債券売買については権利行使期間、プット又はコールの別、新規、権利行使、転売、買戻し又は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料</p>
<p>利害関係人等である</p>	<p>に、その配分基準を記載すること。 当該する法人はすべて記載すること 上記の記載に代えることができる。</p>
<p>利害関係人等</p>	<p>利害関係人等について、その</p>

別表第八（第七十五条関係）

項目	記載事項	添付書類
の状況表	<p>法人等の名称、利害関係人等たる法人等の業務の概要、投資信託委託業者への出資額、投資信託委託業者への就任取締役名</p>	<p>こと。</p> <p>投資信託委託業者への出資額及び就任取締役名は、令第二十条第一号に該当する者について記載すること。</p>
<p>資本関係、人的関係又は受益証券の募集の取扱い等の状況を記載した資料を保存すること。</p>		

投資信託約款の内容

(法第四十九条の四第一

項)

1 投資対象

(1) 投資の対象とする特定

資産の種類

(2) (1)以外の投資の対象と

する資産の種類

2 単位型(元本の追加をす

ることができない投資信託

をいう。)又は追加型(元

本の追加をすることができ

る投資信託をいう。)の別

3 当該投資信託約款に係る

投資信託の名称

4 募集期間

当該投資信託約款(案)

-
- 5 法第二条に規定する公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - 6 合同して運用する信託の元本の総額
 - 7 設定日
 - 8 信託期間
 - 9 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う証券会社又は登録金融機関名（自ら受益証券の募集等を行う場合は、その旨）
 - 10 当該投資信託の投資信託
-

	<p>投資信託約款の変更 （法第四十九条の十一に おいて準用する法第二十 九条）</p>
<p>財産の運用方針 11 その他当該投資信託の特 徴と認められる事項</p>	<p>1 当該投資信託約款に係る 投資信託の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由</p>
	<p>1 当該投資信託約款に係る新旧対照表 2 当該投資信託約款に係る投資信託の投 資信託財産の直近の運用状況を記載した 書面（法第四十九条の十一において準用 する法第三十条第一項に規定する当該変 更の内容が重大なものの場合に限る。） 3 公告の内容を記載した書面（法第二十 九条の十一において準用する法第三十条 第一項に規定する当該変更の内容が重大</p>

別表第九（第八十二条関係）

<p>項 目</p>	<p>記 載 事 項</p>	<p>添 付 書 類</p>
<p>信託会社等の常務に従事 する取締役の兼職 （法第四十九条の十一に おいて準用する法第十三 条）</p>	<p>1 兼職会社名 2 兼職会社の役職名及び代 表権の有無 3 兼職予定年月日 4 兼職の理由</p>	<p>1 当該取締役の履歴書 2 当該兼職の承認申請に係る信託会社等 の同意書 3 兼職しようとする会社の定款、直近の 営業報告書並びに最近における財産及び 損益の状況を記載した書面</p>

なものの場合に限る。）

別表第十（第九十九条関係）

<p>外国投資信託の信託約款 又はこれに類する書類の 内容の変更</p>	<p>項 目</p>	<p>1 当該信託約款又はこれに 類する書類に係る外国投資 信託の名称</p>	<p>記 載 事 項</p>	<p>2 受託者の同意書又はこれに代わる書類</p>	<p>添 付 書 類</p>	<p>4 信託会社等と兼職会社との取引関係を 記載した書面 5 当該取締役の兼職会社での職務内容及 び職務に従事する態様を記載した書面</p>
--	----------------	---	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---

(法第五十九条において 準用する法第二十九条)	2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	3 当該信託約款又はこれに類する書類に 係る外国投資信託の投資信託財産の直近 の運用状況を記載した書面（法第五十九 条において準用する法第三十条第一項に 規定する当該変更の内容が重大なもの の場合に限る。） 4 公告の内容を記載した書面（法第五十 九条において準用する法第三十条第一項 に規定する当該変更の内容が重大なもの の場合に限る。） 5 当該信託約款又はこれに類する書類の 変更に関する第九十八条第三項第一号か ら第四号までに掲げる書類に準ずる書類

別表第十一（第四百四十四条第一項関係）

<p>外国投資信託契約の解約 （法第五十九条において 準用する法第三十一条）</p>	<p>1 当該契約に係る外国投資 信託の名称</p> <p>2 解約予定年月日</p> <p>3 解約の理由</p>	<p>1 受託者の同意書又はこれに代わる書類</p> <p>2 当該信託契約に係る外国投資信託の投資信託財産の直近の運用状況を記載した書面</p> <p>3 公告の内容を記載した書面</p> <p>4 当該信託契約の解約に関する第九十八条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類</p>
--	--	--

別表第十二（第百五十五条第二項関係）

投資証券台帳	類 法定帳簿の種
投資証券の発行及び	記 載 事 項
	記 載 要 領 等
投資証券発行帳、投資証券記	備 考

取引報告書	書類の種類
売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名	記 載 事 項
。写しを一部保存しておくこと	備 考

	<p>投資証券不発行管理簿</p>
<p>消却又は無効年月日、券種、記番号、投資主の氏名又は名称、発行、消却又は無効及び残存枚数並びにその口数</p>	<p>不発行投資口数、投資証券返還年月日、返還口数、発行請求年月日、発行年月日、発行口数、投資主の氏名又は名称、不</p>
	<p>投資証券が返還された旨又は発行した旨を投資主名簿に記載すること。</p>
<p>番号帳に分別して記載することができるとが</p>	

投資証券発行 価額帳	投資証券払戻 価額帳	投資法人債券	
発行価額計算日、貸 借対照表純資産額、 残存投資口数、発行 価額	払戻価額計算日、貸 借対照表純資産額、 残存投資口数、払戻 価額	投資法人債券の発行	発行残存投資口数
投資証券の発行価額は、投資法 人の保有する資産の内容に照ら し公正な価額とする。	投資証券の払戻価額は、投資法 人の保有する資産の内容に照ら し公正な価額とする。		
発行価額の確定に関する書類 を保存すること。	払戻価額の確定に関する書類 を保存すること。	発行価額の確定に関する書類	

<p>書類</p> <p>果等に関する 格等の調査結 特定資産の価</p>	<p>台帳</p>
<p>別及び当該取引年月</p> <p>得、譲渡又は貸付の</p> <p>内容、特定資産の取</p> <p>特定資産の種類及び</p>	<p>日、償還日若しくは 消却日又は無効年月 日、券種、記番号、 投資法人債権者の氏 名又は名称、償還若 しくは消却又は無効 及び残存枚数並びに その金額</p>
<p>調査結果の概要には、当該特定</p> <p>と。</p> <p>各号に掲げる区分を記載するこ</p> <p>委託先について、令第三十四条</p>	
<p>写し（不動産鑑定書の写しを</p> <p>を受けた調査結果の報告書の</p> <p>り投資信託委託業者から通知</p> <p>第五十四条第三項の規定によ</p>	<p>を保存すること。</p>

	<p>日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の概要</p>	<p>資産の調査価格の他、第五十六条第三項及び第四項の特定資産の区分ごとに同項の掲げる事項について記載すること。</p>	<p>含む。）を保存すること。</p>
--	--	--	---------------------

別表第十三（第百五十六条第二項関係）

不動産保管明	有価証券保管 明細簿	法定帳簿の種 類
受入年月日、受入元	受入年月日、受入元 、受入原因、出庫年 月日、出庫先、出庫 原因、有価証券の種 類、銘柄、数量又は 金額、残高	記 載 事 項
受入元及び出庫先は、取引の相	受入元及び出庫先は、取引の相 手方（証券取引所等を通じて行 われている場合は、当該証券取 引所名）を記載すること。 受入原因及び出庫原因は、売買 等当該取引の発生原因を記載す ること	記 載 要 領 等
複数の投資法人の資産保管会	複数の投資法人の資産保管会 社となっている場合には、投 資法人ごとに作成すること。	備 考

<p>細簿</p>	<p>その他資産保 管名細簿</p>
<p>、受入原因、出庫年 月日、出庫先、出庫 原因、不動産の所在 地、種類、数量又は 金額、減価償却累計 額、残高</p>	<p>受入年月日、受入元 、受入原因、出庫年 月日、出庫先、出庫 原因、その他資産の 種類、数量又は金額 、残高</p>
<p>手方を記載すること。受入原因 及び出庫原因は、売買等当該取 引の発生原因を記載すること。</p>	<p>受入元及び出庫先は、取引の相 手方を記載すること。受入原因 及び出庫原因は、売買等当該取 引の発生原因を記載すること。</p>
<p>社となっている場合には、投 資法人ごとに作成すること。</p>	<p>複数の投資法人の資産保管会 社となっている場合には、投 資法人ごとに作成すること。</p>

別表第十四（第百六十三条関係）

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
外国投資法人の届出内容 の変更（法第二百二十一 条第一項）	1 当該外国投資法人の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該外国投資法人の規約又はこれに類 する書類に係る新旧対照表 2 変更後の規約又はこれに類する書類（ 案） 3 当該外国投資法人の直近の運用状況を 記載した書面 4 当該外国投資法人の規約又はこれに類

		<p>する書類の変更に關する第百六十二条第 三項第一号から第四号までに掲げる書類 に準ずる書類</p>
<p>外国投資法人の解散 (法第二百二十二条第一 項及び第二項)</p>	<p>1 当該外国投資法人の名称 2 解散(予定)年月日 3 解散の理由</p>	<p>1 当該外国投資法人の清算報告書若しく はこれに代わる書類(第一項の届出の場 合)又は直近の運用状況を記載した書面 (第二項の届出の場合) 2 解散の理由を明らかにする書面 3 当該外国投資法人の解散に關する第百 六十二条第三項第一号から第四号までに 掲げる書類に準ずる書類</p>